令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	しそう物価高騰生活応援給付金事業	①食料品等の物価高騰の影響が長期化する中、その影響は低所得世帯のみならず市民全体に広がりを見せている。このことから、緊急的な支援として、食料品等の物価高騰の影響を受けた市民に対し、生活支援を目的として１人あたり5,000円の給付を行う。 ②給付金及び給付にかかる事務費 ③（1）給付費 5,000円×33,000人＝165,000千円 （2）事務費（会計年度任用職員人件費、消耗品費、役務費、委託料等） 12,081千円 総額　177,081千円 ④市民	R8.4	R8.10
2	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	防犯カメラ設置補助事業	①物価高騰の影響で増加する空き巣等の犯罪抑止、あるいは地域住民の防犯意識の高まりを踏まえた防犯対策強化支援を行うため、自治会等が購入・設置する防犯カメラ費用の一部を補助する。 ②自治会等が設置する防犯カメラの設置に関する経費 ③補助額：1基あたり上限80千円 補助率：2/3以内 @80千円×15基＝1,200千円 ④自治会その他地域団体	R8.4	R9.2
3	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	自動録音電話機購入補助事業	①物価高騰の影響で増加する特殊詐欺による被害を防止するため、高齢者世帯が購入する自動録音電話機購入費用の一部を補助する。 ②高齢者世帯が設置する自動録音電話機の購入経費 ③補助額：1台あたり上限8千円 補助率：2/3以内 @8千円×20台＝160千円 ④65歳以上の方が属する世帯	R8.4	R9.2
4	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産農家支援事業	①飼料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、事業の継続を目的に支援金を交付する。 ②畜産業経営者への支援金 ③支援額：令和3年4月の価格を基準として令和7年度実績の飼料代に令和8年4月時点の飼料価格高騰分を乗じて算出した経費の差額の4分の1（上限50万円） 総額 6,000千円 ④販売実績がある市内畜産農家	R8.4	R9.3
5	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸農家支援事業	①原油等価格高騰の影響を受けた施設園芸生産者に対し、事業の継続を目的に支援金を交付する。 ②施設園芸生産者への支援金 ③支援額：令和2年4月の価格を基準として令和7年度実績の施設運転燃料に令和7年度の基準額を乗じて算出した経費の差額の4分の1(上限50万円) 総額 1,650千円 ④販売実績がある施設園芸生産者（野菜・花き等）	R8.4	R9.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	肥料価格高騰対策支援事業	①肥料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、事業の継続を目的に支援金を交付する。 ②農業経営者への支援金（肥料価格高騰に係る購入経費の一部補助）及び交付業務に必要な事務費 ③事業費総額　17,525千円 (1)支援金＝12,908千円 ・作付面積に応じた支援（水稲全般、麦、黒大豆、野菜・花き及びその他作物） 例：水稲全般2,300　麦3,400　黒大豆2,300　野菜2,300円/10a (2)消耗品費（封筒、用紙、コピー代等）＝ 200千円 (3)郵便料 ＝440千円 ・案内通知@110円×1,900通 ・返信用封筒＠110円×200通 ・決定通知@110円×1,900通 (4) 会計年度任用職員（12か月分） 3,977千円 ④市内に住所を有し令和7年度に10aを超える水稲を作付または、水稲以外を栽培し販売した農業者　1,900人 （申請期間：R8.10～R9.1）	R8.4	R9.3

令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	肥料転換支援事業	①化学肥料の高騰により経営が圧迫されている農業者の負担を軽減するとともに、事業を安定的に継続することができるよう、価格が安定している堆肥等への転換を目的に支援金を交付する。 ②農業経営者への支援金（堆肥等散布に要した経費の一部補助） ③支援額：2,720円/t×堆肥等購入量、または、堆肥等購入費の3分の2を比較し、安価な額を上限とする。 2,600t×2,720円　＝　7,072千円 ④市内に住所を有し、R8.4.1～R9.1.31までに2t以上の堆肥又は汚泥肥料を購入した生産農家（申請期間：R8.11～R9.2）	R8.4	R9.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産事業者支援事業	①飼料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、事業の継続を目的に支援金を交付する。 ②水産事業者への支援金 ③支援額：令和3年4月の価格を基準として令和7年度実績の飼料代に令和8年4月時点の飼料価格高騰分を乗じて算出した経費の差額の4分の1(上限50万円) 総額：1,000千円 ④販売実績がある市内水産事業者	R8.4	R9.3
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業機械導入支援事業（物価高騰対応）	①農作物の生産コストの高騰が進む中、農産物の多くが商品の価格転嫁に至っていない現状を踏まえ、労務負担の軽減、生産性の向上を目的として、農業機械の導入を支援する。 ②農業機械購入経費にかかる支援金 ③支援率：1/3 上限金額：スマート機械200万円、一般機械100万円 スマート機械：平均支援単価100万円×20件＝2,000万円 一般機械：平均支援単価50万円×20件＝1,000万円 ④認定農業者、集落営農組織及び実施計画書の水張面積の合計が1ha以上の農業者	R8.4	R9.3
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業生産資材導入支援事業	①農業生産資材の価格が高騰する中、農業者の雑草・病虫害対策に要する作業負担の軽減による農業者の生産性向上等を目的に、農業生産資材の導入にかかる支援金を交付する。 ②農業生産資材購入費用にかかる支援金 ③支援率：1/3 上限金額：30万円 対象経費：マルチ、防虫・防鳥ネット、防草シート、園芸施設用被覆材 想定価格@10万円×50件＝500万円 ④認定農業者、集落営農組織及び実施計画書の水張面積の合計が50a以上の農業者	R8.4	R9.3
11	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	収益力向上支援事業	①市内事業者に対して、生産性や収益力の向上及びDX推進に資する取り組みを支援することで、企業体力の増強を図り、賃上げに向けた環境整備を後押しする。 ②収益力向上等に資する機械装置購入費等、事業遂行に必要な経費の3分の2（上限100万円/1者） ③@1,000千円×30件＝30,000千円 ④市内に事業所を有する中小法人及び小規模事業者並びに個人事業主で、本事業に係る計画書を作成し宍粟市商工会の確認を受けたもの	R8.4	R9.3
12	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道（基本料金）支援事業（R8.4）	①水道基本料金を減免することで、物価高騰による市民生活や事業運営にかかる光熱水費等の負担を軽減し、市民の暮らしの安定と地域経済維持・活性化を図る。 ②水道基本料金 ③36,711,290円×1か月≒36,800千円 ④水道契約の市民・事業者・総合病院・下水道施設・診療所（官公庁除く）	R8.4	R8.4
13	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	水道事業への電力価格高騰分支援事業（水道事業特別会計への補助金）	①電力価格高騰の影響を受けた公営企業（水道事業）に対して支援を行うことで経営の安定化を図る。 ②電気代の価格高騰に相当する額 ③電力使用量×単価増加額　※R6からR7への電気代高騰分 計　7,200千円 ④宍粟市水道事業	R8.4	R8.9

令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
14	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	下水道事業への電力価格高騰分支援事業（下水道事業特別会計への補助金）	①電力価格高騰の影響を受けた公営企業(下水道事業)に対して支援を行うことで経営の安定化を図る。 ②電気代の価格高騰に相当する額 ③電力使用量×単価増加額　※R6からR7への電気代高騰分 　計 5,200千円 ④宍粟市下水道事業	R8.4	R8.9
15	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	都市公園等防犯カメラ等設置事業	①高齢者や家族連れ、子どもなど市民利用が多い公園等に防犯カメラを設置することで、物価高騰による経済不安等により増加する犯罪等の抑止に取り組む地域住民の負担を軽減する。 ②防犯カメラ、ソーラー電源装置の購入及び設置に係る費用 ③設置箇所11箇所　4,950千円 ④宍粟市都市公園等（高齢者、家族連れ、子どもなど公園利用者）、駐輪場（子どもなど駐輪場利用者）	R8.4	R8.10
16	①食料品の物価高騰に対する特別加算	教育・保育施設等給食経費負担軽減事業（公立こども園・幼稚園）	①食材費等の高騰が進む中、公立こども園・幼稚園の給食費を増額せずに給食材料費をまかなうことで、子育て世帯の保護者の経済的負担軽減を図る。 ②食材費高騰分に係る給食材料費（職員分を除く） ③74円（高騰額）×入園所人数×給食日数 　給食日数190日の園所等 3箇所 計41人 　給食日数290日の園所等 4箇所 計163人 総額4,075千円 ④公立こども園・幼稚園（子育て世帯の保護者）	R8.4	R9.3
17	①食料品の物価高騰に対する特別加算	私立特定教育・保育施設等給食費助成事業	①食材費等の高騰が進む中、私立保育所、こども園等で幼児教育・保育を受ける3歳児から5歳児の給食費の一部を助成することで、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。 ②私立保育所副食費にかかる助成金　※教職員等にかかる給食費は含まない ③ （1）多子世帯分 2号・1号 @4,500円 　9園所67人×4,500円×12か月＝3,618,000円 （2）1/2助成分　2号 @2,500円　1号 @2,800円 　10園所229人×2,500円×12か月＝6,870,000円 　7園所42人×2,800円×12か月＝1,411,200円 （1）＋（2）＝11,899,200円≒11,900千円 ④私立こども園・保育所（子育て世帯の保護者）	R8.4	R9.3
18	①食料品の物価高騰に対する特別加算	第3子以降学校給食費免除事業	①食材費等の物価高騰が進む中、18歳以下の子どもを3人以上育てる世帯の経済的負担を軽減するため、3人目以降の給食費を支援する。 ②3人目以降の給食費（小中学校） 　※教職員等にかかる給食費は含まない 　※国・県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して充当する ③（1）小学生　1,298千円　（@500円×11回×236名） 　（2）中学生　2,581千円　（5,100円×11回×　46名） ④18歳以下の子どもを3人以上育てる世帯（小中学校）	R8.4	R9.3
19	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小中学校等給食負担軽減事業	①食材費等の物価高騰が進む中、子育て世帯の保護者の経済的負担軽減を図るため、小中学校等の児童・生徒分の給食費を支援する。 ②小中学校等の児童・生徒分の給食費の物価高騰分 　※教職員等にかかる給食費は含まない 　※国・県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して充当する ③物価高騰分 総額24,706千円 ④子育て世帯の保護者（小中学校等に通う児童・生徒の保護者）	R8.4	R9.3
20	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て環境充実推進事業（防犯カメラ設置事業）	①子育て世代等の市民利用が多い公園に防犯カメラを設置することで、物価高騰による経済不安等により増加する犯罪等の抑止に取り組む地域住民の負担を軽減する。 ②防犯カメラ機器購入費用及び設置に係る工事費用 ③1台あたり330千円×2台＝660千円 ④はがてらす（波賀市民協働センター）公園（子育て世代など公園利用者ほか）	R8.4	R8.7

令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
21	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	宍粟市病院事業会計への繰出（電気料金高騰分）	①物価高騰下において、西播磨北部地域の2次救急及び市の地域包括ケアシステムの中核を担う病院の電気料金高騰分を支援することで、市民の命と健康を守り、地域医療提供体制の維持を図る。 ②宍粟総合病院における電気料金高騰分（R6とR7の比較） ③　R7電気料金見込64,066千円−R6電気料金60,876千円＝3,190千円 ④病院事業会計	R8.4	R9.3
22	①食料品の物価高騰に対する支援	宍粟市食のセーフティネット支援事業補助金	①物価高騰により生活に困窮する世帯等へ安定的な食料支援が行えるよう、食の支援事業を実施している社会福祉協議会に対し、食料確保に係る補助金を交付する。 ②社会福祉協議会への補助金 　※食の支援事業に要する食料・食材等（お米、レトルト食品、缶詰、調味料、お菓子等）提供に係る経費 ③@5千円×200人分＝1,000千円 ④生活困窮者、子育て世帯、こども食堂等	R8.7	R9.3
23	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	収益力向上支援事業②	①市内事業者に対して、生産性や収益力の向上及びDX推進に資する取り組みを支援することで、企業体力の増強を図り、賃上げに向けた環境整備を後押しする。 ②収益力向上等に資する機械装置購入費等、事業遂行に必要な経費の3分の2（上限1,000千円/1者） ③@1,000千円×21件＝21,000千円 ④市内に事業所を有する中小法人及び小規模事業者並びに個人事業主で、本事業に係る計画書を作成し宍粟市商工会の確認を受けたもの	R8.8	R9.2